

原議保存期間	10年(令和16年3月31日)
--------	-----------------

佐 本 人 少 発 第 8 2 号
 佐 本 広 発 第 4 9 号
 佐 本 地 発 第 5 6 号
 佐 本 刑 企 発 第 1 0 9 号
 佐 本 捜 一 発 第 4 5 号
 令 和 6 年 3 月 1 4 日

各 部 長 殿
 各 参 事
 各 所 属 長

有 効	令和16年3月31日まで
人身安全対策指導係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の 留意事項について（通達）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）等については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項について（通達）」（令和3年9月10日付け佐本人少発第148号ほか。以下「旧通達」という。）により解釈を示し運用してきたところであるが、保護命令制度の拡充等を内容とする配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号。以下「改正法」という。）が令和5年5月19日に公布され、一部の規定を除き、令和6年4月1日に施行されることに伴い、別紙のとおりその一部を改正し、同日から実施することとしたので、運用に遺漏のないようにされたい。

なお、この通達において「法」とは、改正法による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律をいい、「規則」とは、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第18号）をいう。

本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項

第1 基本的な考え方

配偶者からの暴力等事案を含む、人身安全関連事案の特徴は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいことに加えて、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いところにある。したがって、この種事案への対応に当たっては、例えば、事案の危険性を判断して検挙措置等による加害行為の防止を積極的に検討する、被害者やその親族等（以下「被害者等」という。）を速やかに安全な場所へ避難させるなど、被害者等の安全確保を最優先に考えて対応すること。

第2 定義（法第1条関係）

1 配偶者からの暴力

法における「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下第2及び第14において「身体に対する暴力等」という。）をいう。「身体に対する暴力」とは、「身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの」をいい、「これ（＝身体に対する暴力）に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」とは、身体に対する暴力に当たらない精神的暴力又は性的暴力をいう。

「配偶者からの暴力」には、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし又はその婚姻が取り消された場合に、離婚後も引き続き元配偶者から受ける身体に対する暴力等を含む。

2 被害者

法における「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 配偶者等

法における「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情があった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。

第3 警察官による被害の防止（法第8条関係）

本条では、警察官が配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下第3及び第4において同じ。）を認めたときは、警察法、警察官職務執行法その他の法令に基づき、暴力の制止、被害者の保護等被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることが規定されている。これは警察官として適切な措置を講じることを確認する趣旨と解される。

なお、本条及び法第8条の2における「配偶者からの暴力」は法第6条第1項の規定により、配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限られている。これは、精神的暴力や性的暴力は犯罪に該当しない行為を幅広く含むものであるため、警察がこれに実効ある措置を執ることは困難であり、他方、

警察による配偶者間の問題に対する過度の関与となり、その職務の範囲を超えるおそれがあると考えられたためである。

措置に当たっては、検挙、防犯指導、関係機関・団体等の紹介、相手方への指導警告その他の事案に応じた適切な措置を講ずること。

第4 警察本部長等の援助（法第8条の2関係）

1 趣旨

警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、配偶者からの暴力を受けている者から、被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、被害の発生を防止するために必要な援助を行うこととされている。

これは、配偶者からの暴力が夫婦や家庭内の問題であることから、被害者から援助の申出があり、かつ、当該申出が配偶者からの暴力を防止するために相当と認められるときに限り、必要な援助を行うこととしたものであり、この場合には、警察に援助を行う義務があることが示されている。

2 援助の主体

配偶者からの暴力事案についての援助を行う警察本部長等は、援助を受けたい旨の申出に基づくものとし、他の警察本部長等が援助を行うことがより適切である場合には、申出者の同意を得て、援助の実施を確実に引き継ぐこと。

援助の申出以前に申出者からの相談等に対応したことがある警察署又は警察本部がある場合には、申出者が再度事情を説明しなくても済むよう、援助の申出を受けた警察署又は警察本部は、相談等に対応した警察署又は警察本部から記録を取り寄せて事案の概要を把握した上で、援助を実施すること。

また、援助の申出を受けた警察署又は警察本部が被害者に対し継続的な対応を行うことが困難な事情がある場合には、被害者の同意を得て、援助の実施を適切な警察署又は警察本部に引き継ぐこと。

3 援助の対象

援助の対象は、身体に対する暴力に限られているところであるが、配偶者からの生命、身体、自由、名誉又は財産に対する脅迫を受けた者についても、接近禁止命令等（法第10条第1項から第4項までに規定する命令をいう。以下同じ。）を申し立てることができることを踏まえ、当該脅迫を受けた者についても、被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、身体に対する暴力を受けている者に準じて、被害の発生を防止するために必要な援助を行うこと。

一方、配偶者暴力相談支援センターの役割や保護命令制度の教示、一般的な防犯指導、防犯機器の教示又は貸出し等警察として必要と認められる者に対し当然行うべき措置は、被害者からの申出を待って行うべきものではないので、法第8条の2の規定によらずに行うことができる。

4 援助の申出の相当性の判断

法第8条の2の規定による援助は、その申出の内容が相当と認められるときに行うものであるから、相談時に聴取する場合は格別、相談を経ずに直接申出が

あった場合には、申出者から、配偶者からどのような暴力を受けているか及び受けたい援助の内容は何かについて、援助申出書の提出を求める前に具体的に聴取しておく必要がある。

次のような場合には、援助の申出を相当と認めるときに該当しない。

- 申出人が配偶者からの暴力を受けていると認められないとき
- 申出に係る援助の内容が、規則で定めるものでないとき
- 援助を受けようとする目的が配偶者からの暴力による被害を自ら防止するためのものでないとき

したがって、例えば、「離婚の仲介をしてほしい」、「子の親権を自分に渡すように加害者を説得してほしい」、「加害者が親権を行使して子と面接する場所として警察施設を利用させてほしい」といった申出は、相当とは認められない。

5 援助申出書の提出（規則第2条関係）

被害者から援助の申出があり、その申出を相当であると認めるときは、援助を実施することとなるが、被害者の申出内容等を確認し、その意思に基づくものであることを明らかにするために、援助申出書の提出を求めること。この場合において、被害の状況や援助を受けたい理由については、申出を相当と認めるか否かを判断する前に事前に聴取等を行うこととなるので、援助申出書には記載を要しないものとされている。

6 援助の内容

(1) 被害を自ら防止するための措置の教示（規則第1条第1号関係）

「避難その他の措置の教示」とは、被害防止のための具体的な措置を教示するものであり、その内容としては、事案の内容に応じて、次のようなものが考えられる。

- 避難をする際に、親族、友人、支援者、運送業者等を通じて避難先の場所が加害者に分かることのないようにしておくこと
- 避難している場合には、所在を知らせる者を必要最少限にするとともに、知らせた者に対しては加害者からの所在の問合せに応じないように依頼しておくこと
- 子を連れて避難している場合には、学校等を通じて被害者の避難先が分かることのないようにしておくこと
- 刑事事件化に備えて、暴力があった日時、状況等の記録や診断書を取っておくこと
- ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）による法的措置を執る場合に備え、電話、電子メールの着信履歴やその内容を保管するなど、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等の状況を記録すること

なお、これらの措置の教示は、口頭で行うだけでなく、リーフレット等の資料をあらかじめ作成しておき、それを交付して行うことが望ましい。

(2) 住所等を知られないようにするための措置（規則第1条第2号関係）

「住所又は居所を知られないようにするための措置」とは、住民基本台帳事務における支援措置の実施のための手続と、被害者に対する加害者からの行方不明者に係る届出（以下「行方不明者届」という。）がされた場合に加害者に被害者の住所又は居所を知らせないことが該当する。

ア 住民基本台帳事務における支援措置への対応

加害者が住民票や戸籍の附票から被害者の転居先を追跡することを防止するため、住民基本台帳事務における支援措置の対象となると認められる事案の被害者に対しては、本支援措置制度を教示し、当該被害者が本支援措置を希望した場合は援助申出書の提出を求め、市区町村の窓口へ赴き、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出するよう促し、その後当該市区町村から送付された支援措置申出書に意見を付して返送するなど、支援措置の実施のために必要な手続を速やかに行うこと。

イ 開示請求への対応

支援措置申出書に限らず、法第8条の2に基づく援助申出書、ストーカー規制法第7条第1項に基づく援助申出書、相談記録簿等の住民基本台帳事務に関する書類について開示請求がなされた場合、当該文書の存在を回答すれば当該警察署管轄区域内に被害者等が居住することが推定され、加害者からの追跡を受けるおそれがあることから、当該書類の存否自体を回答しないこと。

ウ 行方不明者届への対応

被害者からの援助の申出がされた際に、加害者から被害者に係る行方不明者届がされていない場合には、援助の申出を受けた警察署又は警察本部は、加害者の住所地を管轄する警察署、被害者の現在の所在地を管轄する警察署及び被害者の実家等加害者に所在を知られた最後の所在地であると被害者が思料する地を管轄する警察署に対して、援助の申出を受けていることを通知すること。その後、加害者が行方不明者届をしようとした場合において、被害者の生命及び身体の安全を確認しているときには、当該被害者は行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「行方不明者発見活動規則」という。）第2条第1項に規定される行方不明者に該当しないことから、行方不明者届を受理することはできない旨を加害者に対して説明し、以後、加害者からの当該被害者に係る行方不明者届を受理しないこと。

被害者からの援助の申出がされた際に、既に加害者から被害者に係る行方不明者届を受理している場合には、当該行方不明者届についての登録及び手配を解除し、以後、加害者から当該被害者に係る行方不明者届を受理しないこと。また、これらの措置について、加害者から説明を求められた場合には、行方不明者発見活動規則に規定される行方不明者に被害者が該当しない旨を説明すること。

なお、加害者が被害者の追跡のために、被害者が同居している子に係る行方不明者届を出していることが判明したなどの場合も、上記と同様の対応を行うこと。

エ 行方不明者を発見等した際の措置

行方不明者発見活動規則第26条第2項の規定に基づき、発見した行方不明者が配偶者からの暴力を受けていた際は、当該行方不明者の同意がある場合を除き、届出人に対して通知をしないこととされていることから、行方不明者を発見した場合は意思確認の上、適切な対応を行うこと。

(3) 被害防止交渉を円滑に行うための措置（規則第1条第3号関係）

「被害防止交渉」とは、暴力を止めるよう加害者に誓約を求める交渉をいい、離婚や離婚に伴う子の親権等に関する話合いはこれに含まれない。

警察が配偶者からの暴力事案に係る被害者の被害防止交渉を支援することとしたのは、特に同居中など交渉によって改善が期待できるような場合がみられることから、そのような場合に話合いを希望する被害者が安全な環境で交渉に臨むことができるようにするためのものである。

被害防止交渉の支援については、配偶者暴力相談支援センターが行うことも想定されるが、警察による加害者の暴力抑止効果を期待して被害者が援助の申出を行っている場合には、暴力の防止の観点から警察が被害防止交渉の援助を行うものである。

なお、被害防止交渉で合意した結果を加害者が遵守しないことも考えられることから、被害防止交渉に係る援助を行うときには、被害者に対して「再度被害が発生した場合には、直ちに警察に通報すること」を教示するとともに、加害者に対して「配偶者間であっても暴行、傷害、脅迫、不同意わいせつ・不同意性交等、ストーカー行為等の刑罰法令に抵触する行為は犯罪であること」をよく理解させておくこと。

ア 被害防止交渉に関する事項についての助言（規則第1条第3号イ関係）

加害者と被害防止交渉を行おうとしている被害者に対して、助言を行うものである。助言の具体的な内容としては、次のようなものが考えられる。

- 被害防止交渉を行う際には、第三者を立ち合わせること
- 被害防止交渉中に暴力的言動があった場合には、直ちに当該交渉を中止すること
- 被害防止交渉に当たっては、感情的にならず、伝えるべきことを簡潔に伝えること

イ 加害者に対する必要な事項の連絡（規則第1条第3号ロ関係）

加害者と被害防止交渉を行おうとしている被害者に代わって、被害防止交渉を行うために必要な事項を連絡することである。

加害者に被害者の所在を秘匿する必要がある場合には、援助の申出を受けた警察署又は警察本部において直接加害者に連絡することにより、被害者の住所又は居所を加害者に推知されることのないようにすること。したがって、例えば加害者の住所地を管轄する警察署又は警察本部を通じて連絡を行うなどすること。

具体的に加害者に対し連絡すべき必要な事項の内容としては、次のようなものが考えられる。

- 被害者が被害防止交渉を行うことを求めていること
- 被害者の希望する交渉の日時、場所等
- 加害者からの連絡は、被害者に代わって警察が受けること
- 被害防止交渉時には、被害者に対して暴力的な言動を行わないこと

ウ 警察施設の利用（規則第1条第3号ハ関係）

被害防止交渉に当たって加害者が暴力を行った場合に、直ちに警察が対応することが可能であることから、被害者がこれにより安心できるようにするため、被害防止交渉を行う場所として警察署の会議室等の警察施設を提供し、利用させることである。

この場合において、申出人が信頼できる第三者を同伴させて当該第三者を被害防止交渉に立ち会わせるものとする。

(4) その他適当と認める援助（規則第1条第4号関係）

被害者からの申出を相当と認めるときに行う援助は、規則第1条第1号から第3号までに掲げるもの以外にも、適当と認められる援助もあり得ると考えられることから設けられたものである。

7 留意事項

配偶者からの暴力が行われた場合において、加害者がその被害者に対して、ストーカー規制法第6条に定めるストーカー行為等を行った場合には、同法第7条に基づく援助が可能であることに留意すること（第16「ストーカー規制法の活用」を参照。）。

また、第1「基本的な考え方」を踏まえ、被害者等に危害が加えられる危険性に応じて、被害者による自主的被害防止措置を助ける措置以外の援助措置についても積極的に講じること。

第5 関係機関との連携協力（法第9条関係）

1 実態把握及び連携体制の構築

本条では、関係機関が被害者の保護に当たって相互に連携を図りながら協力するよう努めることが規定されている。

市町村の設置する施設についても配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう努めるものとされていること（法第3条第2項）、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整等が配偶者暴力相談支援センターの業務として明記されていること（法第3条第3項）及び福祉事務所は生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとされていること（法第8条の3）から、管内のこれらの関係行政機関の実態を把握し、連携体制を構築すること。

2 協議会への参加

法第5条の2第1項において、「都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。」とされ、また、同条第2項において、「市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。」とされていることを踏まえ、当該協議会が組織された場合は積極的に参加し、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うなど関係機関等と連携を図ること。また、協議の際に、被害者等の個人情報を取り扱うことが想定されるところ、法第5条の3において、「協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」とされていることを踏まえ、その取扱いに十分留意し適切に対応すること。

3 適切な機関への円滑な引継ぎ

「配偶者からの暴力」に含まれる「身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」の被害に係る相談については、配偶者暴力相談支援センターで対応することが適当である（法第3条第3項第1号及び第2号）ことから、被害者からの事情聴取や調査の結果、身体に対する暴力が行われていないことが判明した場合には、配偶者暴力相談支援センターへ円滑に引き継ぐこと。

また、被害者から支援を受けたい旨の申出を受けた場合において、その内容が住宅の確保、就労の斡旋等警察以外の機関で対応することが適切であると認められるときは、配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所等他の適切な機関等に円滑に引継ぐこと。

他方、退去等命令（法第10条の2に規定する命令をいう。以下同じ。）が発せられた加害者から退去先についての相談を受けた場合には、福祉事務所等と連携し円滑に引き継ぐこと。

なお、このような関係機関に引継ぎを行う場合には、相談者等に対し、単に当該機関等の名称及び連絡先を教示するだけでなく、当該機関等に連絡して担当者名を確認し、当該担当者に面接させるなどにより、相談者等を確実に引き継ぐこと。

第6 苦情の適切かつ迅速な処理（法第9条の2関係）

関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めることとされている。

警察の職務執行に対する苦情については、「警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理について（通達）」（令和3年7月2日付け佐本総発第36号）において定める「警察法第78条の2に係る解釈・運用基準」及び「警察法に規定する苦情以外の苦情の処理の指針」により適切に処理すること。

第7 配偶者からの暴力に関する相談等の記録及び保管

1 相談等の記録

保護命令（法第13条に規定する命令をいう。以下同じ。）に関する規定が適正かつ円滑に施行されるためには、警察職員に対し被害者が相談等を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を、適切に記録し保管しておく必要がある。

被害者から相談等を受けた場合には、法第14条第2項に基づき、裁判所の求めに応じて提出する書面として記録する別添1「配偶者からの暴力相談等対応票」（以下「対応票」という。）を作成し、対応票の写しを裁判所に対する提出書面として活用すること。

2 受理及び記録の担当の在り方

配偶者からの暴力に関する相談等（110番通報を除く。以下同じ。）については、その内容や相談等に至る経緯等から見て明らかに刑罰法令に抵触せず違法性が認められない場合、危険性が認められない場合等を除き、原則として生活安全部門と刑事部門の担当者が共同で聴取を行うこと。また、警察署において

相談等により配偶者からの暴力事案等を認知した場合は、警察署長及び本部対処チームに速報すること。

相談等を受けた部署においては、責任を持って対応票等に記録を行い、記録後速やかに、その写しを警察本部人身安全・少年課又は警察署生活安全課（係）に送付するものとする。ただし、警察署において、生活安全課（係）以外の相談窓口が配偶者からの暴力に関して相談等を受けた場合には、生活安全課（係）からの助言を受けるなど、適切な記録化に配慮すること。

なお、配偶者からの暴力に関する110番通報を受理した場合、当該受理者は対応票を作成せず、緊急の事案であって現場臨場が必要なものについては現場臨場した部署において対応票を作成するものとし、その他の事案については、相談窓口の電話番号を教示したりするなど、適切な対応を図ること。

3 対応票等の作成を要する場合

警察職員が保護命令の申立人になり得る者とその配偶者間に関する問題について、その者から相談等を求められたと認められる場合は、全事案について対応票等の書面を作成する。

「相談等を求められたと認められる場合」には、被害届又は告訴・告発を受理した場合が含まれることがあると解されるため、これらの場合には対応票等を作成しなければならない。

なお、改正法により、保護命令のうち接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲について、生命又は身体に加え、自由、名誉又は財産に対する脅迫を受けた被害者についても接近禁止命令等の申立ての対象とされた。このうち、「自由」としては、身体・行動の自由、謝罪に関する意思の自由、職業選択の自由、性的自由等が対象となり得ると解されている。また、告知される害悪の内容は一般に人を畏怖させるに足りる程度のものが必要であり、人を畏怖させるに足りる程度のものであるかどうかは、害悪の告知に至る経緯、加害者と被害者との関係、被害者の心理状況などの個別的事情をも考慮に入れることになると考えられ、告知の方法は言葉、態度・動作、暗示的方法や他人を介して間接的に通告する方法も含まれ得ると考えられる。

この点、保護命令発令の要件を満たすか否かについては、被害者の申立てにより、裁判所において判断されるため、警察において配偶者からの暴力を受けている旨の相談を受けた段階では、身体に対する暴力に限らず、生命、身体、自由、名誉又は財産に対する脅迫が疑われる場合も含め、配偶者からの暴力相談等として幅広く受理し、対応票を作成すること。

また、相談時には加害者と離婚している、内縁関係を解消しているなどの場合であっても、それ以前に当該加害者からの暴力等を受け、引き続き当該加害者から暴力等を受けていると申し立てた場合には、対応票を作成すること。

4 記録の時期

対応票の記録は、相談等を受けた際、又は被害届等の受理後速やかに、記録を行い保管する。

数回にわたり相談等を受けた場合においては、それぞれの日時、場所等の情報が必要となるため、それぞれについて対応票の記録を行う。

5 記録に関する留意事項

被害者から相談等を受けて記録する際には、現場臨場により相談等を受けた場合でも、警察署等の適切な施設で行い、また、外から見えない相談室等で話を聞くなど、相談者の安全の確保及びプライバシー保護に十分に配慮して対応すること。

また、被害者本人から対応票の写しの交付の求めがあった場合において、その理由が配偶者からの暴力被害を自ら防止するために必要であると認められる場合には、第4の6(4)「その他必要と認める援助（規則第1条第4号関係）」の措置として対応票の交付を行うことができる。交付に当たっては、要望者が被害者本人であることの身分確認を確実にし、被害者が相談等した日時及び場所並びに相談した内容等を確認した上で実施すること。この場合においては、被害者本人以外の者に関する個人情報の取扱いについて十分留意すること。

なお、保護命令に係る裁判において、加害者は対応票を閲覧することが可能であるので、被害者等の安全確保に配慮した適切な記載に努めること。

第8 裁判所への書面の提出（法第14条第2項関係）

1 趣旨

保護命令の要件を判断するに当たり、被害者が申立書に配偶者暴力相談支援センター又は警察に対し、相談又は援助若しくは保護を求めた事実を記載した場合には、裁判所は配偶者暴力相談支援センターや警察における相談又は援助若しくは保護の状況について書面の提出を求めることが規定されている。

2 裁判所からの書面提出要求への回答等を担当する窓口

相談又は援助若しくは保護の記録は第7のとおり各取扱部署において作成するが、警察本部又は警察署の担当課が、各取扱部署から送付された対応票の写しを一元的に管理し、記載内容の確認等の最終的な点検を行い、裁判所から書面提出要求がされた場合には速やかに回答すること。

3 留意事項

警察署が法第14条第2項に基づき裁判所から書面の提出を求められた場合には、速やかに、警察本部人身安全・少年課に連絡するなど、警察本部人身安全・少年課において対応票の記載内容、提出状況等について把握できるよう所要の措置を執ること。

第9 保護命令の通知（法第15条第3項関係）

1 保護命令の通知

地方裁判所は、保護命令を発したときは、速やかにその旨及び保護命令の内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長（第9及び第11において、単に「警察本部長」という。）に対して通知することが規定されている。これは、法執行機関である警察が、発令主体である裁判所から保護命令を発した旨等について通知を受けておくことが法執行のために必要であることから規定されたものと解される。

2 保護命令の通知を受けた後の対応

(1) 生活安全部長及び申立人の住所等を管轄する警察署長の執るべき措置

ア 生活安全部長の執るべき措置

(7) 法第15条第3項に基づく通知を受けた場合の措置

生活安全部長は、地方裁判所から法第15条第3項に基づく通知を受けたときは、速やかに、申立人と連絡をとり、申立人の住居、勤務先その他その通常所在する場所を把握し、当該場所を管轄する警察署長（以下「関係署長」という。）に対し、保護命令が発せられた旨及びその内容を連絡する。

なお、申立人の居所が当該警察本部長の管轄する都道府県以外の区域にあることが判明した場合にあっては、申立人の居所を管轄する警察本部長にその後の措置を引き継ぎ、その旨を同項に基づく通知を行った地方裁判所に対し連絡すること。

(4) 保護命令の効力の発生を確認した場合の措置

生活安全部長は、地方裁判所から保護命令の効力の発生について通知を受けるなどして保護命令の効力の発生を確認したときは、速やかに、関係署長に対し、その旨及び保護命令の効力が生じた日時を連絡すること。

(5) その他の保護命令に係る通知を受けた場合の措置

生活安全部長は、地方裁判所から法第15条第3項に基づく通知及び保護命令の効力の発生についての通知以外の保護命令に係る通知を受けたときは、速やかに、関係署長に対し、その内容を連絡すること。

(エ) 保護命令に係る情報の確認体制の整備

生活安全部長は、警察官が保護命令違反事件の捜査のため保護命令の効力その他の保護命令に係る情報を迅速に確認することができるよう、当該情報を収集及び整理するとともに、警察本部連合当直に必要な事項を周知徹底するなどして常時対応できる体制を整えること。

(オ) 留意事項

保護命令の内容に法令違反がある場合は、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第122条及び第256条に基づき、裁判所は言渡し後1週間以内に限り、変更の判決をすることができるとされていることから、法令違反があると認めたときは直ちに裁判所に内容を確認するとともに、申立人に対して裁判所に内容を確認するよう助言すること。

また、保護命令の内容に誤記その他これらに類する明白な誤りがあった場合は、民事訴訟法第257条に基づき、裁判所が申立て又は職権でいつでも更正決定をすることができることから、明白な誤りがあると認めたときは速やかに裁判所に内容を確認すること。

イ 申立人の住所等を管轄する警察署長の執るべき措置

申立人の住所（居所がある場合にあっては居所）を管轄する警察署長は、申立人の意向を確認した上で申立人方（女性自立支援施設等に保護されている場合にあっては、当該施設）を訪問させるなどして、次の事項を教示するものとする。

(ア) 配偶者暴力相談支援センターの利用に関する事項

(イ) 緊急時の警察に対する通報に関する事項

(ウ) 配偶者からの暴力に係る防犯上の留意事項

(2) 申立人の住居、勤務先その他その通常所在する場所が複数の都道府県の区

域に及ぶ場合の保護命令に係る通知の内容の連絡

申立人の住居、勤務先その他その通常所在する場所が複数の都道府県の区域に及ぶ場合における関係署長に対する保護命令に係る通知の内容の連絡は、当該都道府県の区域を管轄する警察本部長を経由して行うものとする。

(3) 生活安全部長及び関係署長の留意事項

ア 加害者（保護命令を受けた者）への対応

加害者に対しては、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うこと。

イ 事案に応じた適切な措置

保護命令が発せられる場合は、申立人が「配偶者からの更なる身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉もしくは財産に対する脅迫により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きい」状態にあるということに十分に留意し、連絡担当者が、保護命令に係る情報について関係する警察本部の連絡担当者に周知するとともに、事案に応じて必要な措置を講ずること。

ウ 相互の連携

申立人の生活実態に変化が見られた場合や保護命令の相手方に特異言動が認められる場合等に、連絡担当者相互間で必要な連携を執ること。

第10 子への接近禁止命令等に伴う適切な措置（法第10条第3項関係）

1 裁判所からの通知を受けた後の対応

子への接近禁止命令及び子への電話等禁止命令（以下「子への接近禁止命令等」という。）が発せられた旨の通知を受けた場合においては、第9の2(1)「生活安全部長及び申立人の住所等を管轄する警察署長の執るべき措置」に準じて、適切な措置を講じること。

2 子への接近禁止命令等違反事件の捜査に当たっての留意事項

子への接近禁止命令等が発せられている場合に、いわゆる面接交渉権が認められているときは、保護命令違反の成否に影響を及ぼすおそれがあるので、離婚した被害者の子への接近禁止命令等の捜査を行うに当たっては、当該子に係る面接交渉権が加害者に認められているか否かを確認し、捜査の適正を期すること。

3 児童虐待防止のための措置

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条第4号において、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」は、児童虐待に当たることが明確にされている。また、同法第6条第1項において、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないとされている。

このため、配偶者からの暴力に係る相談等に対応した場合で被害者に子がいるときには、人身安全・少年課虐待対策係と緊密な連携を図ること。

第11 配偶者暴力相談支援センターへの保護命令通知に伴う適切な措置(法第15条第4項)

被害者の安全確保については、配偶者暴力相談支援センターが被害者に対して助言をしたり、警察等と連携して被害発生の防止に努めたりするなど、配偶者暴力相談支援センターが果たす役割は大変重要であるところ、被害者の危険は保護命令発令直後に高まるおそれがあり、このような危険に対処するためには、配偶者暴力相談支援センターが保護命令の発令を迅速に知る必要性が高いことから、地方裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの通知の規定が設けられている。

このような趣旨を踏まえ、保護命令について裁判所から通知を受けた場合には、配偶者暴力相談支援センターに対する通知が行われているか否かを確認の上、通知が行われている場合には、当該支援センターと十分な連携を図り、適切な役割分担の下に、被害者の安全の確保が図られるようにすること。

第12 保護命令違反事件の捜査

保護命令違反事件の捜査に当たっては、保護命令の内容及びその効力の有無について、警察本部人身安全・少年課（当直体制時においては人身安全当直）に照会するなどにより確認した上で、適切に対応すること。特に、保護命令の内容について、改正法により電話等禁止命令の対象行為が拡大されたこと及び子への電話等禁止命令が新設されたことに十分留意すること。また、保護命令の期間について、接近禁止命令等の期間が1年間に伸長されたほか、退去等命令の期間については、原則2ヶ月のところ、被害者及び配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第22号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者から申立てがあった場合には、6ヶ月間とする特例が新設されたことにも十分留意すること。

なお、法第15条第3項に基づく通知を受けた場合であって、保護命令の効力が生じたことについて地方裁判所から通知を受けていないときは、当該保護命令を発した地方裁判所に照会すること。

また、法第10条第1項にいう「被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近」を保護命令の相手方がはいかいしている場合であれば、申立人がその場に居合わせなくとも違反が成立することに留意すること。

第13 被害者への配慮等（法第23条関係）

1 職務関係者への教養

本条では、警察職員を含む職務関係者が被害者の心身の状況等に十分な配慮をすべきこと、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修、啓発を行うことが規定されている。

「配偶者からの暴力」が犯罪であるという意識が加害者にほとんどなく、被害者が精神的に無力になる、加害者の態度や言動、加害者への被害者の思い等から被害者の心情が揺れ動くなどという配偶者からの暴力事案の特性等を全警察職員に理解させ、被害者の立場に立った適切な措置を講ずることができるよ

う、研修を一層充実させていくこと。

2 情報提供

配偶者からの暴力に係る相談等を受けた場合には、意思決定支援手続に基づき、被害者の置かれている状況に応じて、刑事手続、保護命令制度、配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護、警察本部長等による援助等、被害者が要望すれば活用し得る制度について、分かりやすく図示した資料等を用いて、それぞれの要件とその効果等を確実に教示し、その上で被害者の要望を聴取すること。また、自衛手段、証拠確保のため必要な事項等の教示も併せて行うこと。

3 被害者の心情等への配慮

従来から、相談等への対応に当たっては、被害者の希望する性別の警察職員が相談対応したり、被害者と加害者が遭遇しないような相談の実施等について配慮したりしているところであり、被害者の心情等をより理解した対策を推進すること。

また、保護命令の申立人が相手方と同性の場合について、保護命令を求める申立てが容認された例があることに留意し、適切に対応すること。

さらに、法第23条第1項において、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重することとされている趣旨を踏まえ、外国人の被害者の保護においては、在留資格の有無やその種類により被害者の置かれた状況が様々であることや、言葉の問題、文化・慣習の違いなどを十分意識するとともに、障害者である被害者の保護においては、障害の特性を十分に把握して、被害者の立場に立ったできる限りの配慮を行い、適切に対応すること。

4 秘密の保持

配偶者からの暴力事案の加害者は、被害者に強い執着心と支配意識を抱いていることが多いことから、事案対応を通じて知り得た被害者等の個人情報については、加害者の知るところとならないよう配慮するなど、取扱いに十分留意すること。

第14 準用規定（法第28条の2 関係）

1 趣旨

近年、交際相手からの暴力が社会的に問題となっており、被害者やその親族が殺害される事件も発生しているところであるが、特に生活の本拠を共にしている場合の被害者については、従前の制度による救済に制約があり、迅速な救済を図るのが難しいという実状に鑑み、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手（法第28条の2に規定する関係にある相手。以下「特定関係者」という。）からの暴力及び当該暴力を受けた者について、法による保護の対象とすることとされているものである。

2 準用規定とその範囲

「配偶者」と「特定関係者」とは、婚姻意思の有無及び婚姻の届出の有無という点で被害者と加害者との関係性の程度が異なるため、「特定関係者からの暴力」を法上「配偶者からの暴力」と同一のものと位置付けることは困難であるものの、「外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすい」こと

が認められ、ストーカー規制法や刑法（明治40年法律第45号）による救済が困難であり、配偶者からの暴力の被害者と同様の救済の必要が認められることから、準用という形で法の対象とされたものと解される。

法第28条の2においては、法第2条及び第1章の2から第5章までの規定は特定関係者からの暴力及び当該暴力を受けた者について準用することとされており、これらの規定（第2条を除く。）中の「配偶者からの暴力」を「特定関係者からの暴力」、「配偶者」を「特定関係者」に読み替えるなどとされており、法に定められる施策については実質的に全て適用されることと同じ効果が生ずることとされている。そのため、第1から第13までの施策に関しても、特定関係者からの暴力及び当該暴力を受けた者に全て当てはまることから、適切に対応されたい。

3 定義

(1) 生活の本拠を共にする

「生活の本拠を共にする」場合とは、被害者と加害者が生活の拠り所として、主たる住居を共にする場合を意味するものと考えられる。

なお、「生活の本拠」という概念自体は、民法や改正前の法の保護命令に係る規定においても用いられている概念であり、人の生活の中心である場所をいうなどと解されている。

生活の本拠の所在については、住民票上の住所によって形式的・画一的に定まるものではなく、実質的に生活をしている場所と認められる場所をいい、共同生活の実態により外形的・客観的に判断されるべきものと考えられるが、補充的に意思的要素も考慮されることもあると考えられる。

したがって、同居期間の単純な長短のみで「生活の本拠を共にする」かが決まるものではなく、また、生計が同一であるかどうかという点も、「生活の本拠を共にする」かどうかの判断に当たっての主たる要素とは考えられないものと解される。

(2) 婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないもの

生活の本拠を共にする交際という概念は幅広く、例えば、

○ 専ら交友関係に基づく共同生活（ルームシェア等）

○ 福祉上、教育上、就業上等の理由による共同生活（グループホーム、学生寮、社員寮等）

○ 専ら血縁関係・親族関係に基づく共同生活

等が入り得るため、このような共同生活を対象から除外するために、「婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く」とこととされた。具体的に「婚姻関係における共同生活に類する共同生活」を営んでいるか否かについては、事実婚において一般的に見られる客観的な共同生活の実態の有無を参考にして判断することとなると考えられる。

(3) 特定関係者

法第1条第3項において、「配偶者」には「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む」と定められている。いわゆる法律婚と事実婚については、「婚姻意思」、「共同生活」及び「届出」のうち、「届出」がないものが事実婚として一般的に整理されている。

「特定関係者」については、さらに「婚姻意思」も認められない、「共同生活」のみを送っている場合が想定されている。したがって、共同生活を送って

いるが「婚姻意思」が想定されないために「事実婚」として整理できないようなケースが、法による保護の対象となるものと解される。

(4) かつて生活の本拠を共にしていた交際相手

法第1条第1項のとおり、配偶者から身体に対する暴力等を受けた後に離婚等をし、引き続き当該配偶者であった者から身体に対する暴力等を受けた場合についても適用対象とされていることから、特定関係者から身体に対する暴力等を受けた後に生活の本拠を共にする交際をする関係を解消し、引き続き当該関係にあった者から身体に対する暴力等を受けた場合についても、同様に適用対象とすることとされている。

4 留意事項

(1) 被害発生防止措置等の対象

第2のとおり、法第8条及び第8条の2の規定の対象は配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限られているところ、法第28条の2によりこれらの規定を準用する場合においても、その対象は身体に対する暴力に限られる。すなわち、警察官による被害の防止及び警察本部長等の援助の対象となるのは、特定関係者からの身体に対する暴力又は当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力である。

(2) 特定関係者からの暴力等に係る相談の対応

特定関係者からの暴力等を受けている旨の相談がされた場合は、当該暴力が特定関係者からの暴力に該当するか否かについては、裁判所において、当該被害者の申立てによる保護命令の要件を判断する際に併せて判断されるため、警察における相談の段階では、配偶者からの暴力相談等として幅広く受理し、対応票を作成するとともに、法第8条に基づく警察官による措置若しくは法第8条の2に基づく警察本部長等による援助又はそれらに準じた被害発生防止のための措置を行うよう努めること。

また、相談時には加害者との生活の本拠をともにする交際をする関係を解消しているなどの場合であっても、それ以前に当該加害者からの暴力を受け、引き続き当該加害者から暴力を受けていると申し立てた場合には、対応票を作成すること。

(3) 住民基本台帳事務における支援措置

配偶者からの暴力を受けた被害者については、第4の6(2)アのとおり、「住所又は居所を知られないようにするための措置」として住民基本台帳事務における支援措置の実施のための手続を行っているところであるが、特定関係者からの暴力を受けた被害者についても、法第1条第2項に規定する被害者に準ずる者として支援措置に係る手続を行うこと。

第15 保護命令事件に係る経過措置

改正法附則第2条第1項において、法第10条及び第10条の2の規定は、改正法の施行日以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例によるとされている。つまり、改正法の施行前に、配偶者又は特定関係者から自由、名誉又は財産に対する脅迫がされていた場合であっても、改正法の施行後は接近禁止命令等の申立てをすることができることから、相談に訪れた被害者に対し適切に教示する

こと。

第16 ストーカー規制法の活用

配偶者からの暴力的事案についても、加害者の行為の態様によってはストーカー規制法の適用が可能である場合があるため、積極的な活用努めること。

1 被害者の保護のための活用

(1) 相談受理時におけるストーカー規制法の活用への配慮

ストーカー規制法に基づく警告、禁止命令等の措置やストーカー規制法違反による検挙は、配偶者間であっても適用可能であることに留意し、配偶者からの暴力事案の相談等を受けた際には、別居中である場合はもとより、同居中であっても別居する意思が明らかであるなどの場合には、被害者に対して、加害者からつきまとい等又は位置情報無承諾取得等の行為がある場合にはストーカー規制法の適用が可能な場合がある旨及びつきまとい等又は位置情報無承諾取得等の被害についての記録を取っておくことなど被害者が講ずべき措置について教示すること。

(2) 保護命令の対象者に対するストーカー規制法の活用

法に基づく保護命令が発せられている場合であっても、加害者につきまとい等又は位置情報無承諾取得等に該当する行為がある場合には、ストーカー規制法の適用についても積極的に検討すること。

また、地方裁判所から保護命令が発せられた旨の通知を受けた後、保護命令の申立人に防犯上の留意事項等の教示を実施する際には、併せて加害者からつきまとい等又は位置情報無承諾取得等の行為がある場合にはストーカー規制法の適用が可能な場合がある旨及びつきまとい等又は位置情報無承諾取得等の被害についての記録を取っておくなどの被害者が講ずべき措置について教示すること。

なお、ストーカー規制法の適用に当たり、被害者の現在の所在や旧姓・新姓等を秘匿する必要がある場合には、警告書、禁止命令書等の記載により当該情報が加害者の知るところとならないよう、警告や禁止命令等を受ける加害者においても、また、事後的客観的にも、何についての警告や禁止命令等であるかが明確となるようつきまとい等又は位置情報無承諾取得等の行為が特定されるように留意しつつ、加害者が認識している被害者固有の情報を記載することにより特定するなど、個人情報の保護に配慮すること。

2 被害者の親族等の保護のための活用

配偶者からの暴力事案において、特に被害者が別居、離婚等を求めている、保護命令が発せられていたりする場合には、被害者の相談相手となっている親族、弁護士、関係施設の職員、勤務先の上司・同僚、友人等（以下「親族等」という。）に対し、被害者の所在を探すなどのため、加害者が危害を加え、脅迫し、一時保護施設の周辺をはいかいし、又は執拗に電話をかけるなどの行為により、親族等に多大な不安を与えることがあり得る。

これを防止し、親族等の生命、身体等の保護を徹底するとともに、これらの者の不安を除去するため、以下の点に配慮すること。

(1) 親族等への事情聴取の実施

被害者から親族等に対する暴行、傷害や脅迫、つきまとい等又は位置情報無

承諾取得等の行為があるとの相談等があった場合は、当該被害者の了解を得た上で、親族等からの事情聴取を実施するよう努めること。

(2) ストーカー規制法に基づく措置の活用

上記(1)により、又は親族等自身から、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等について相談等があった場合には、当該親族等に対し防犯指導等必要な措置を講じるとともに、ストーカー規制法の適用を積極的に検討すること。

なお、被害者が親族等と同居していたり、施設において一時保護を受けているような場合には、被害者を申出人としてストーカー規制法の適用を行うことで間接的に親族等の保護が図られる場合もあり得るが、被害者の負担を軽減する観点とも合わせ、親族等を被害者の密接関係者（ストーカー規制法第2条第1項柱書）としてストーカー規制法を適用し、直接親族等に係る保護措置を講じることにも配慮すること。

この場合において、親族等の氏名、住所、連絡先等を加害者が知らないときは、1(2)と同様に、警告書、禁止等命令書等の記載によりこれらの事項が加害者の知るところとならないよう、個人情報の保護に配慮すること。